

## 銭湯応援プロジェクトに係る企画及び運営に係る業務 受託候補者選定要綱

令和7年5月30日決定

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市が実施する銭湯応援プロジェクトに係る企画及び運営に係る業務の委託に当たり、当該業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用)

第2条 この要綱は、銭湯応援プロジェクトに係る企画及び運営に係る業務の委託が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる場合に該当するものとして随意契約を行う場合に適用する。

### (受託候補者選定委員会)

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、銭湯応援プロジェクトに係る企画及び運営に係る業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生担当部長
- (2) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課長
- (3) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課生活衛生担当課長

3 委員会の庶務は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課において行う。

4 委員会は、非公開とする。ただし、委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

5 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

### (参加者の要件)

第4条 参加者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること又は次に掲げる資格を有する者であること。

ア 代表者が成年後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものではないこと。

ウ 引き続き1年以上事業を行っていること。

エ 国税及び地方税並びに社会保険料等の滞納がないこと。

オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。

(3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(4) 本委託業務を実施するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者（候補者を含む）や政党などを推薦し、支持し、又は反対する目的の団体でないこと。

- (6) 共同事業による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)～(5)の要件を満たすこと。
  - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
  - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
  - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の応募者又は別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに応募していないこと。

(企画提案書)

第5条 参加者は、別に定める募集要項に基づき企画提案書を作成し、提出しなければならない。

2 提出された企画提案書が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当該企画提案書が無効とすることができる。

- (1) 企画提案書に虚偽の記載があると認められるとき。
- (2) 企画提案書に不備や不足があり、提出期限内に再提出されなかったとき。
- (3) 企画提案書に記載された担当者等が、契約締結後に当該業務に従事できないと認められるとき。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。
- (4) 企画提案書に記載された見積金額が、予定価格を超えているとき。
- (5) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったと認められるとき。

(受託候補者の選定)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項に加え、別に定める評価基準に基づき参加者を評価し、その結果を総合的に判断して、受託候補者を選定する。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 受託する契約と同種又は類似の業務の契約実績
- (3) その他特に留意する必要があると認められること。

(補則)

第7条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は決定の日から施行する。